

第12章 証券会社等の監督をめぐる動き

第1節 証券会社関係

I 金融システム改革の進捗状況（証券業関係）

金融システム改革のための改正証券取引法の施行（平成10年12月1日）により証券業の参入規制が免許制から登録制へ移行し、証券会社の業務制限についても専門義務が撤廃され、自由な業務展開が可能となっている。さらに、11年10月1日には株式売買委託手数料の完全自由化が行われており、こうした一連の改革の実施により、証券会社は投資者のニーズに応じた多様な商品・サービスを提供することが可能となり、また、投資者にとっては様々な対価に基づくサービスを選択できるようになっている。

金融庁としては、一連の自由化・規制緩和が証券会社の経営に与える影響について注視しており、証券会社の健全性の確保と投資者保護の観点から、証券会社の自己資本規制比率の状況、顧客資産の分別保管の状況等を把握し、必要に応じ適切に対処することとしている。

1. 証券会社の専門義務の撤廃と業務の多様化

証券会社の業務については、専門義務が撤廃され、公益に反する又はリスク管理が困難な業務を除いて幅広く兼営できるようになっており、保険募集などの業務を兼営する証券会社も現れている。

また、証券業についても、10年12月1日の改正証券取引法の施行により有価証券店頭デリバティブ業務と私設取引システム運営業務が証券取引法上新たに証券業に位置づけられた。これら業務については高い専門性と高度なリスク管理が必要となることから、内閣総理大臣（権限委任により金融庁長官）の認可を得た上で行うこととなるが、14年5月末時点での認可状況は、有価証券店頭デリバティブ業務については51社（国内証券会社14社、外国証券会社29社、登録金融機関8社）に、私設取引システム運営業務については8社（国内証券会社6社、外国証券会社2社）に対して認可している。

2. 株式売買委託手数料の自由化とインターネット取引の増加

株式売買委託手数料の完全自由化（11年10月）を受け、各証券会社は顧客ニーズや取引態様等に応じて様々な手数料体系を設けており、中でもインターネットを利用した証券取引については、大幅な手数料の引下げが行われている。なお、インターネット証券取引については、インターネットの普及と割安な手数料設定などにより、口座数が11年10月末約30万口座であったものが14年3月末約309万口座（日本証券業協会調べ）と約2年半で10倍以上に増加してきており、これを受けてインターネット証券取引に注力する証券会社が増加してきている。

Ⅱ 証券会社のオフサイト・モニタリングの概要

1. 証券取引法に基づく指標によるモニタリングの充実

- (1) 従来から証券会社に対しては、営業報告書等の毎年度決算に基づく報告書のほか、証券取引法上の健全性指標である自己資本規制比率、主要勘定残高表等の月次報告により健全性のチェックを行っていたところ。
- (2) 今般、証券会社の健全性にかかる総合的かつ継続的なモニタリングを行うことを通じて、証券会社自身によるリスク管理の強化を促すとともに、あわせて各社の事務コストを軽減する観点から、徴求データの電子化及びコンピューターシステム等を活用した新たな分析手法の導入等に基づく、オフサイト・モニタリングを導入させることとした。

2. モニタリング項目

証券会社のオフサイト・モニタリング導入に際しては、既にオフサイト・モニタリングを開始している銀行・保険会社等の例を参考にするとともに、より証券会社に適したオフサイト・モニタリングとすべく、検討を重ね、平成14年3月29日証券取引法第59条第1項等に基づきすべての証券会社に対して報告を求めた。今後は、これらのデータをもとにした各社との対話を通じ、本来のリスク管理のあり方等について検討を行い、必要に応じ将来の自己資本規制等のルールの見直しにつなげていくこととする。証券会社の報告項目の概要は次のとおりである。

- ① 自己資本規制比率
- ② 業務、経理の状況
- ③ 顧客資産の分別保管状況
- ④ 市場リスク
- ⑤ 取引先リスク
- ⑥ オペレーショナルリスク
- ⑦ 流動性リスク

3. 内閣府令等の改正

証券会社のオフサイト・モニタリングにおいて、従来は証券取引法等に基づき書面で報告を求めていた自己資本規制比率や主要勘定残高等の状況について、電子データとして報告を受けるとしたため、各社の事務負担を軽減する観点から、14年3月末、内閣府令、ガイドライン等について所要の改正を行った。

Ⅲ 証券会社の概況

1. 証券会社の数の推移（資料12-1-1参照）

(1) 国内証券会社

国内証券会社は、平成13年7月以降、他業態による証券会社の設立など新規参入が行われており、12社が新規に登録を受けている。

一方、13年7月以降、証券業界からの退出は廃業7社、営業譲渡2社の計9社である。また、金融機関の証券子会社等の合併等により5社が消滅したことから、14年5月末現在における国内証券会社数は239社（うち金融機関の証券子会社は7社）となっている。この中には、投資信託など特定の商品の販売に重点を置いたり、インターネット証券取引、PTS運営業務に特化するなど、様々な特色のある証券会社が含まれている。

※ 14年5月末現在の国内証券会社一覧は資料12-1-2参照

新規参入証券会社

証券会社名	登録年月日
エスピーシー証券(株)	平成13年7月9日
インベスコ証券(株)	平成13年8月27日
日興証券分割準備(株)	平成13年9月17日
野村証券分割準備(株)	平成13年9月17日
ワンアジア証券(株)	平成13年10月1日
アクセス証券(株)	平成13年11月26日
スーパージーク証券(株)	平成13年12月3日
エーエムピー証券(株)	平成13年12月20日
ポートサテライト証券(株)	平成13年12月28日
エクセランド証券(株)	平成14年3月12日
ジャパンオルタナティブ証券(株)	平成14年4月4日
ひまわり証券分割準備会社	平成14年5月31日

営業譲渡により消滅した証券会社

消滅国内証券会社	譲渡先証券会社	譲渡日
イー・コータル証券	ビー・エヌ・ピー・パリバ証券	平成13年7月1日
摂丹証券	廣田証券	平成13年10月1日

自主廃業に向けた営業休止等を行った証券会社

証券会社名	廃業年月日
アドバイザーテック証券	平成13年11月30日
上田短資証券	平成13年12月7日
グローバルネットレード証券	平成14年1月31日
函館証券	平成14年2月28日
シュワブ東京海上証券	平成14年2月28日
日本アジアキャピタル証券	平成14年4月4日
コンセーユアクモス証券	平成14年4月25日

合併した証券会社

合併証券会社名	新証券会社名	合併日
三和証券（存続会社） －東海インターナショナル証券	ユーエフジェイキャピタルマーケッツ証券	平成13年7月1日
日恵証券（存続会社） －東京連合証券	三晃証券	平成14年4月1日
萬成プライムキャピタル証券（存続会社） －キングコモディティ証券	萬成プライムキャピタル証券	平成14年4月1日

(2) 外国証券会社

外国証券会社は、13年6月末では52社であったが、13年7月以降、2社が新規に登録を受けている。

また、13年7月以降、本国の経営戦略の見直し等による廃業により4社が撤退等をしたことから、14年5月末現在における外国証券会社数は50社となっている。

※ 14年5月末現在の外国証券会社一覧は資料12-1-3参照

新規参入外国証券会社

外国証券会社名	登録年月日
エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク	平成14年4月30日
パンカ・ディンテルメディアツィオネ・モビリアーレ・イミ・エス・ピー・エイ	平成14年5月9日

自主廃業に向けた営業休止等を行った外国証券会社

外国証券会社名	廃業年月日
ドイツ・ゲノッセンシャフトバンク(証券会社)	平成13年8月31日
コモンウェルス・セキュリティーズ・ジャパン・パーティーワイ・リミテッド	平成13年10月11日
大宇証券株式会社	平成14年3月26日
ジェン・リ・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド(証券)	平成14年4月15日

2. 国内証券会社の平成13年度決算概要（資料12-1-4～5参照）

(1) 経常損益

営業収益については、株式市況の低迷や廉価なオンライン取引の台頭等による委託手数料収入の減益（前期比26%減）及びトレーディング損益の大幅な減少（前期比34%減）を受け、国内証券会社239社の合計で1兆6,898億円（前期比24%減）となった。

一方、販売費・一般管理費については、ほぼ前期並みの水準の合計1兆6,102億円（前期比2%減）となった。

この結果、経常損益は、153億円（前期比97%減）の利益計上と、前期と比

較して大幅な減少となった。

(2) 当期純損益

当期純損益については、特別損失として、投資有価証券又は関係会社株式の売却損や一部の証券会社において固定資産の売却・除却損など2,256億円の計上があったため、2,553億円の損失（前期2,414億円の利益）となり、平成11年3月期以来の損失計上となった。

IV 証券会社に対する行政処分

事前予防的行政から事後的監視行政への基本的転換の中で、検査等を通じて証券取引の公正性を害する法令違反行為が証券会社に認められた場合には、投資者保護等の観点から法令に則り厳正に対処してきているところである。

13年7月以降の行政処分の状況については、検査局及び証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、19社（国内証券会社9社、外国証券会社10社）に対し19回の行政処分（業務停止命令及び業務改善命令）を行っており、行政処分に至った違法行為の内容は、空売り規制違反、特別な利益提供を約した勧誘、取引一任勘定取引の契約の締結、実勢を反映しない作為的相場形成、等となっている。

また、13年8月に公表した「証券市場の構造改革プログラム」において、証券会社の営業姿勢の転換に向けた方策の一環として「行為規制違反に係る全行政処分のホームページにおける公表」が盛り込まれており、8月より実施している。

V 顧客資産の分別保管の徹底及び投資者保護基金の統合について

1. 顧客資産の分別保管の徹底（資料12-1-6参照）

金融システム改革に伴う証券取引法の改正（10年12月1日施行）においては、証券会社の業務を自由化する一方、投資者保護の観点から、証券会社における顧客資産の分別保管（預託有価証券の分別保管及び顧客預り金等の信託）義務を法律上明確化した（証券取引法第47条）。

さらに、13年4月から、投資者保護基金による顧客一人当たりの補償限度額が1,000万円となったことを踏まえ、当局としても、顧客資産の分別保管のさらなる徹底を図ってきたところである。また、日本証券業協会は、顧客資産の保護の重要性に鑑み、13年11月の理事会において、顧客資産の分別保管に関する外部監査を証券会社に義務付ける方針を決議し、日本公認会計士協会と外部監査に係る実務指針の内容について検討を行っているところである（外部監査に係る実務指針については14年7月頃に公表される予定）。

2. 投資者保護基金の統合（資料12-1-7～10参照）

金融システム改革に伴う証券取引法の改正（10年12月1日施行）において、

顧客資産の分別保管の義務化と共に、証券会社の破綻の際のセーフティネットとして、投資者保護基金制度を創設し、全ての証券会社に投資者保護基金への加入を義務づけた。

また、現在日本投資者保護基金と証券投資者保護基金という二つの基金が存在するが、投資者保護基金の統合については両基金間で議論を行ってきた結果、平成14年3月22日に開催された証券投資者保護基金の総会及び同月26日に開催された日本投資者保護基金の総会において、統合の基本方針が承認され、4月5日に両基金間で遅くとも7月1日までに統合を行うとの覚書が調印されたところである。さらに、6月11日に開催された証券投資者保護基金の総会において、7月1日に証券投資者保護基金を解散することが決議され、7月1日に両基金の統合が行われることとなった。